

令和8年度 利用者負担額(保育料)に関する御案内 (0歳児～2歳児用)

保育園(所)、認定こども園、小規模保育事業所等に係る0歳児～2歳児の利用者負担額(保育料)について御案内します。

お子様の利用者負担額(保育料)の決定通知は、利用開始された月の翌月上旬に、利用されている保育施設・事業所を通じてお知らせします(ただし、4月分については、5月上旬頃のお知らせとなります)。

保育の利用時間等を変更された場合や、算定根拠となる市民税額の年度切替えに伴って利用者負担額(保育料)が変更となる場合も、決定時と同様に変更のあった月の翌月上旬にお知らせします。

<3歳児～5歳児の利用者負担額(保育料)について>

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まったため、3歳児(※)～5歳児の利用者負担額(保育料)は無料となります。

※ 幼稚園や認定こども園の幼稚園部分を利用の方(1号認定児童)は満3歳から無料です。

目次

1 利用者負担額(保育料)の概要	1ページ
2 適用される利用者負担額(保育料)の区分	2ページ
3 利用者負担額(保育料)の納付方法について	4ページ
4 利用者負担額(保育料)の軽減・免除	5ページ
5 「市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」での 税額確認方法	7ページ
6 利用者負担額(保育料)表	8ページ
参考 幼児教育・保育の無償化	11ページ



1 利用者負担額（保育料）の概要

概要

- ・ 算定に用いる税額は市民税額（世帯の市民税所得割額の合算）です。
- ・ 所得に応じたきめ細かな利用者負担額（保育料）となるよう階層区分を細分化しています。
- ・ 利用時間に応じた利用者負担額（保育料）としています。
- ・ 利用者負担額（保育料）は、階層区分、保育利用時間、利用する保育施設・事業所の種別、世帯状況によって決定します。
- ・ 令和7年度個人住民税の定額減税対象者については、定額減税反映後の市民税額を算定に用います。

負担軽減策

（詳細は5～6ページ参照）

- ・ **第2子以降の利用者負担額（保育料）無償化**
世帯内第2子以降の利用者負担額（保育料）は無料です。
- ・ ひとり親世帯、在宅障害者（児）のいる世帯に対する軽減等
保護者又はその世帯内の子ども（保育利用児童を含む）がひとり親世帯等に該当する場合で、世帯の階層区分が第9階層以下に該当する場合、「子どもはぐくみ応援額」が適用されます。
（第2階層、世帯内第2子以降に該当する場合は、無料です。）

(1) 年度切替の時期

利用者負担額（保育料）は、4月分～8月分は前年度、9月分～翌年3月分は当該年度の市民税額により算定しています。市民税額が前年度と異なる場合、9月分から階層区分が変更され、利用者負担額（保育料）が変更になる場合があります。

《令和8年度の利用者負担額（保育料）算定の切替時期》

令和7年度	令和8年度		令和9年度
9月分～翌年3月分	4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分
令和7年度の市民税額で算定 〔税額通知は令和7年6月 令和6年1月から12月の所得が対象〕	令和8年度の市民税額で算定 〔税額通知は令和8年6月 令和7年1月から12月の所得が対象〕		



市民税額の変更に伴い、利用者負担額（保育料）が変わる場合があります。

(2) 納付先

保育施設・事業所の種別	納付先
(a) 民間保育園、市営保育所	京都市
(b) 上記以外の保育施設・事業所 認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業所・事業所 内保育事業所・家庭的保育事業所）	保育施設・事業所

(3) 通知の送付時期

保育施設・事業所を利用開始された翌月上旬に利用中の保育施設・事業所を通じて保護者の方に通知をお渡しします（4月分は5月上旬）。また、市民税額の変更や保育利用時間の変更等により、利用者負担額（保育料）が変更になった場合は、変更になった月の翌月上旬に利用中の保育施設・事業所を通じて保護者の方に通知をお渡しします。

(4) 課税資料等の提出等

市民税は、その年の1月1日時点の住所地で課税されます。1月1日時点で日本国内に住所がない方は、国外収入に係る収入申告書の提出が必要になります。

また、課税情報の取得に同意していただけない場合、課税情報が確認できない場合については、課税証明書の提出をお願いすることになります。

御提出いただけない場合は、やむを得ず、最高階層で仮の算定を行う場合があります。

2 適用される利用者負担額（保育料）の区分

(1) 適用される利用者負担額(保育料)表

利用者負担額（保育料）は、利用する保育施設・事業所により、適用される表が異なります。各表については、8ページ以降を御覧ください。

利用する保育施設・事業所	年齢区分	利用者負担額表
保育園（所）・幼保連携型 及び保育所型認定こども園 （保育園部分）	0～2歳児	表A
地域型保育事業（小規模保育事業所・ 家庭的保育事業所・事業所内保育事業所）	0～2歳児	表B
幼稚園型認定こども園 （保育園部分）	0～2歳児	表C

※ 年齢区分については、4月の満年齢により決定するため、年度途中で年齢が上がっても、利用者負担額（保育料）は変更しません。ただし、教育標準時間認定（1号）の子どもについては、年度途中で3歳になって途中入園した場合は、無償化の対象として利用者負担額(保育料)が無料となります。

※ 利用者負担額（保育料）は、毎月1日時点の世帯状況等に基づき決定します。月途中での世帯員の増減や世帯状況等の変更があった場合でも、市外転出の場合等を除き、日割り計算は行いません。

※ 年齢区分（令和8年度利用の場合）

令和5年4月2日以降生まれの児童

0～2歳児

令和5年4月1日以前生まれの児童

3～5歳児



(2)適用される利用者負担額(保育料)の見方

利用者負担額(保育料)は、階層区分(世帯の市民税所得割額による)と世帯状況により、適用される額が異なります。なお、生活保護世帯(第1階層)及び市民税非課税世帯(第2階層)は無料です。

※ 階層区分は、利用者負担額(変更)決定通知に記載しています。新規利用のため、利用者負担額決定通知が未発行の場合は、7ページを御参照ください。

◇ 階層区分

階層区分		世帯区分
①		生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯
②		市民税非課税世帯
市民税課税世帯	③	市民税均等割のみ課税世帯
	④	市民税所得割課税額34,999円以下
	⑤	35,000円以上～41,999円以下
	⑥	42,000円以上～48,599円以下
	⑦	48,600円以上～58,099円以下
	⑧	58,100円以上～67,599円以下
	⑨	67,600円以上～77,100円以下
	⑩	77,101円以上～86,999円以下
	⑪	87,000円以上～96,999円以下
	⑫	97,000円以上～102,599円以下
	⑬	102,600円以上～110,899円以下
	⑭	110,900円以上～124,999円以下
	⑮	125,000円以上～138,599円以下
	⑯	138,600円以上～168,999円以下
	⑰	169,000円以上～174,599円以下
	⑱	174,600円以上～211,200円以下
	⑲	211,201円以上～300,999円以下
	⑳	301,000円以上～357,999円以下
	㉑	358,000円以上～396,999円以下
	㉒	397,000円以上～

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。

※ 平成30年度分から、京都市など指定都市の市民税の税率が6%から8%に変更されましたが、利用者負担額(保育料)は旧税率(6%)を用いて計算します。

平成30年以降、1月1日時点で指定都市に住所があった方が課税資料を確認される際は、所得割額に6/8を乗じて計算し直したうえで利用者負担額(保育料)の表を御覧ください(調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)がある場合は、所得割額にこれらの控除を足したうえで、6/8を乗じてください)。

◇ 保育利用時間

徴収区分	保育利用時間	
保育短時間認定	保育利用時間8時間まで	
保育標準時間認定	8.5時間	保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
	9時間	保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
	9.5時間	保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
	10時間	保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
	10.5時間	保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
11時間	保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで	

【保育園（所）等の利用にあたってのお願い】

保育園（所）等の利用は、就労や通勤等により、保育を必要とする理由に該当し、保育が必要となる時間に限られます。土曜日などでお仕事がお休みの日や、早めのお迎えが可能な日等は、御家庭での保育に御協力いただきますようお願いいたします。

3 利用者負担額（保育料）の納付方法について

(1) 民間保育園、市営保育所を御利用の方

ア 口座振替による納付（自動引落とし）

保育を利用した月の翌月15日（土・日・祝日の場合は翌営業日）に口座振替を行います（令和8年4月分は令和8年5月15日引落とし）。

児童ごとに口座振替の申込みが必要です。入所決定後に当該児童について、口座振替の申込手続きを行ってられない場合は、「京都市保育所保育料口座振替依頼書」に必要事項を記入し、預貯金口座の届出印を押印のうえ、取扱金融機関の窓口にてお申し込みください。

手続きに日数を要しますので、口座振替開始までの間の利用者負担額（保育料）は、納付書により金融機関等にて納付をお願いします。

※ 「京都市保育所保育料口座振替依頼書」は、区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室子育て推進担当（京北出張所は保健福祉第一担当）（以下「区役所・支所」といいます。）にございます。

イ 金融機関等の窓口での納付

京都市が発行する「京都市保育所保育料納付書」により、取扱金融機関等の窓口で納付してください。

(2) 上記以外の保育施設・事業所（認定こども園・小規模保育事業所等）を御利用の方

納付方法については、御利用中の保育施設・事業所に御確認ください。

4 利用者負担額（保育料）の軽減・免除

利用者負担額（保育料）の軽減及び免除については、世帯状況や利用者負担額（保育料）の階層区分に応じて適用の可否及び内容が変わります。軽減する場合は、子どもはぐくみ応援額（基準額の半額以下）を適用し、免除の場合は無料となります。

これらの軽減は、届出が必要な一部のものを除き、利用の申込み又は保育利用現況届出書により届け出ていただいた世帯状況に基づき適用します。届け出ていただいていない場合や、新たに軽減に該当することになった場合には、お住まいの地域の区役所・支所に届け出る必要があります。

※ 利用者負担額(保育料)の軽減・免除制度についての最新情報や届出様式は、京都市情報館（ホームページ）に掲載しております。ホームページ内で『保育料 軽減』と検索してください。



(1) 第2子以降の利用者負担額(保育料)無償化

本市においては、所得や同時入所等の要件を問わず、認可保育施設（※）を利用している世帯内第2子以降の利用者負担額（保育料）を無償化しています。

※ 認可保育施設：保育園(所)、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所

(2) ひとり親世帯等に対する軽減等

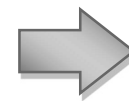
保護者又はその世帯内の子ども（認定児童を含む）がひとり親世帯等に該当する場合で、世帯の階層区分が第9階層以下（保護者の市民税所得割課税額の合計が77,100円以下）に該当する場合は、1人目の子どもは「子どもはぐくみ応援額」が適用され、2人目以降の子どもは無料となります。

《ひとり親世帯等に該当する場合》

- ・配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ・特別児童扶養手当、障害基礎年金の支給対象者

など

階層区分	世帯内1人目	世帯内2人目以降
第3階層～第9階層	子どもはぐくみ 応援額	無料



手続
手続は不要です。 ※新たに、ひとり親世帯等に該当することになった場合は届出が必要

※ 子どもはぐくみ応援額は、基準額の半額以下の金額です。

(3) 認可教育・保育施設以外を利用中(利用予定含む)のきょうだいがいる場合

きょうだいが利用している施設が次のB施設に該当する場合は、届出書の提出をお願いします。

きょうだいが①～⑦のいずれかを利用している《A施設》	手続
①保育園(所)、②認定こども園、③小規模保育事業所、④事業所内保育事業所、⑤家庭的保育事業所、⑥居宅訪問型保育事業所、⑦施設型給付の対象となる幼稚園(新制度に移行した幼稚園)	手続は不要です。
きょうだいの中に⑧～⑳のいずれかを利用している子どもがいる《B施設》	「同時利用届出書(きょうだい利用)」(⑧～⑳の在園証明がなされたもの)の提出が必要です。
⑧施設型給付の対象でない私立幼稚園、国立幼稚園等、 ⑨企業主導型保育事業所、⑩特別支援学校幼稚部、⑪里親、⑫助産施設、⑬乳児院、⑭児童養護施設、⑮障害児入所施設、⑯児童発達支援センター、⑰児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設)、 ⑱児童自立支援施設、⑲児童発達支援、⑳医療型児童発達支援、 ㉑放課後等デイサービス	

- ※ 届出書の提出が必要な対象施設・事業所及び届出様式については、京都市情報館に掲載しています。
- ※ インターナショナルスクール等の認可外保育施設(企業主導型保育事業所を除く)や民族学校等、満3歳未満の私立幼稚園への通園(2歳児接続保育事業等)は対象外であるため、届出の必要はありません。
- ※ 同一の子どもがA施設とB施設の両方を利用している場合は、届出の対象外となります。
- ※ B施設のうち⑪から㉑までの施設・事業所を利用するきょうだいがいる場合は、当該子どもを1人目として、その他の子どもについて年長の子どもから、2人目以降は無料とします。

(4) 収入の減少・災害等に伴う減免制度

生計中心者の失業や疾病等による大幅な収入減少や災害等により資産を損失した場合等で、利用者負担額(保育料)を支払うことが困難になった場合について、減免となる場合があります。要件や申請方法については、お住まいの地域の区役所・支所に御相談ください。

5 「市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」での税額確認方法

◆ 市民税が給与から天引きされている方

「市民税・府民税 特別徴収額の決定・変更通知書（納入義務者用）」の市民税所得割額（市町村「所得割額⑥」）を御確認ください（毎年6月に雇用主から通知されているものです）。

なお、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額、寄附金税額控除、外国税額控除）は、利用者負担額（保育料）の算定には適用されません。「所得割額⑥」にこれらの控除額を足した金額が、算定に用いる税額となります。

令和 年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)	
所得 給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与所得区分 所得金額①
課税 総所得③ 分譲短期譲渡 分譲長期譲渡 山林所得 株式等の譲渡 先物取引	税 市町村 税 道府県 特別徴収税額⑧
控除 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料 寄附金	除・老・若・勤 配偶者特別 扶養 基礎 所得控除合計②
税 市町村 道府県 特別徴収税額⑧	税 市町村 道府県 特別徴収税額⑧

4月分～8月分は令和7年度分を、9月分～翌3月分は令和8年度分を御覧ください。

◆ **御注意ください**

平成30年度分から、京都市など指定都市の市民税の税率が6%から8%に変更されましたが、利用者負担額（保育料）は旧税率（6%）を用いて計算します。

平成30年以降、1月1日時点で指定都市に住所があった方が課税資料を確認される際は、所得割額に6/8を乗じて計算し直したうえで、利用者負担額（保育料）の表を御覧ください（調整控除以外の税額控除がある場合は、所得割額にこれらの控除を足したうえで、6/8を乗じてください）。

◆ 上記以外の方（個人事業主等普通徴収により市民税を納入されている方）

算出所得割合計から調整控除額を差引いた金額が算定に用いる税額となります。

※ なお、利用者負担額（保育料）の算定に当たり、京都市の税額通知書の提出は不要です。

《利用者負担額（保育料）算定の例》

- （例）父母ともに市民税所得割額が40,000円（旧税率6%）、1歳児を1人、保育園に10時間預ける場合
- 世帯での市民税額は(父)40,000円+(母)40,000円=80,000円 ⇒ ⑩階層
 - 保育利用時間が10時間であることから、利用者負担額(保育料)は 24,300円(月額)

表 A

階層区分	世帯区分	徴収区分	0歳～2歳児（保育園（所）・幼保連携型）					
			基準額					
			保育短時間 認定	保育標準時間認定				
			8.5時間	9時間	9.5時間	10時間	10.5時間	11時間
①	生活保護法による被保護世帯及び中国帰国入等の内縁な 同居の親縁並みに存在する中国帰国入等及び障害配 偶者の自立の支援に関する法律による支給給付受給世帯		0	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0
③	市民税均等割のみ課税世帯	3,800	4,000	4,100	4,200	4,400	4,500	4,600
④	市民税所得割課税額 34,999円以下	6,200	6,400	6,600	6,900	7,100	7,300	7,500
⑤	35,000円以上 ～ 41,999円以下	6,800	7,100	7,400	7,600	7,800	8,100	8,300
⑥	42,000円以上 ～ 48,599円以下	7,300	7,500	7,800	8,000	8,300	8,400	8,600
⑦	48,600円以上 ～ 58,099円以下	12,800	13,300	13,800	14,200	14,700	15,200	15,600
⑧	58,100円以上 ～ 67,599円以下	16,500	17,000	17,600	18,300	18,800	19,500	20,000
⑨	67,600円以上 ～ 77,100円以下	20,300	21,100	21,700	22,500	23,300	24,000	24,700
⑩	77,101円以上 ～ 86,999円以下	21,200	22,000	22,800	23,500	24,300	25,100	25,800
⑪	87,000円以上 ～ 96,999円以下	22,200	23,000	23,800	24,600	25,400	26,200	27,000
⑫	97,000円以上 ～ 102,599円以下	23,100	24,000	24,900	25,700	26,600	27,400	28,200
⑬	102,600円以上 ～ 110,899円以下	29,100	30,100	31,200	32,300	33,400	34,400	35,400
⑭	110,900円以上 ～ 124,999円以下	30,000	31,200	32,300	33,300	34,400	35,600	36,600
⑮	125,000円以上 ～ 138,599円以下	30,900	32,000	33,100	34,200	35,400	36,500	37,600
⑯	138,600円以上 ～ 152,100円以下	31,800	33,000	34,200	35,400	36,600	37,800	39,000

所得の階層区分
です（所得に応
じたきめ細かな
利用者負担額
（保育料）とな
るよう階層区分
を細分化してい
ます）。

月額です。

短時間（8時間）、標準時間（8.5～11時間）の間で、30分毎に金額が異なります。

《税の修正申告をされた場合》

市町村民税額の更正があった場合、遡及して利用者負担額（保育料）も変更となります。京都市で課税されている場合、再算定を行い、利用者負担額（保育料）に変更があった場合に通知します。

京都市以外の市町村で課税されている場合は、お住まいの地域の区役所・支所まで御連絡ください。

表A

6 利用者負担額（保育料）表

階層区分	徴収区分 世帯区分	0歳～2歳児(保育園(所)・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園)														
		基準額							子どもはぐくみ応援額(ひとり親世帯等)							
		保育短時間認定	保育標準時間認定						保育短時間認定	保育標準時間認定						
8.5時間	9時間		9.5時間	10時間	10.5時間	11時間	8.5時間	9時間		9.5時間	10時間	10.5時間	11時間			
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	3,800	4,000	4,100	4,200	4,400	4,500	4,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	6,200	6,400	6,600	6,900	7,100	7,300	7,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	⑤ 35,000円以上 ～ 41,999円以下	6,800	7,100	7,400	7,600	7,800	8,100	8,300	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	⑥ 42,000円以上 ～ 48,599円以下	7,300	7,500	7,800	8,000	8,300	8,500	8,800	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	⑦ 48,600円以上 ～ 58,099円以下	12,800	13,300	13,800	14,200	14,700	15,200	15,600	5,700	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,100	6,100
	⑧ 58,100円以上 ～ 67,599円以下	16,500	17,000	17,600	18,300	18,800	19,500	20,000	6,700	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	7,100	7,100
	⑨ 67,600円以上 ～ 77,100円以下	20,300	21,100	21,700	22,500	23,200	24,000	24,700	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900	8,900
	⑩ 77,101円以上 ～ 86,999円以下	21,200	22,000	22,800	23,500	24,300	25,100	25,800	/							
	⑪ 87,000円以上 ～ 96,999円以下	22,200	23,000	23,800	24,600	25,500	26,200	27,000								
	⑫ 97,000円以上 ～ 102,599円以下	23,100	24,000	24,900	25,700	26,600	27,400	28,200								
	⑬ 102,600円以上 ～ 110,899円以下	29,100	30,100	31,200	32,300	33,400	34,400	35,400								
	⑭ 110,900円以上 ～ 124,999円以下	30,000	31,200	32,300	33,300	34,400	35,600	36,600								
	⑮ 125,000円以上 ～ 138,599円以下	30,900	32,000	33,100	34,200	35,400	36,500	37,600								
	⑯ 138,600円以上 ～ 168,999円以下	36,500	37,900	39,200	40,500	41,900	43,200	44,500								
	⑰ 169,000円以上 ～ 174,599円以下	42,200	43,700	45,200	46,800	48,300	49,800	51,300								
	⑱ 174,600円以上 ～ 211,200円以下	48,200	49,800	51,600	53,400	55,200	56,900	58,600								
	⑲ 211,201円以上 ～ 300,999円以下	49,900	51,600	53,400	55,300	57,100	58,900	60,700								
	⑳ 301,000円以上 ～ 357,999円以下	57,400	59,400	61,600	63,600	65,800	67,800	69,900								
	㉑ 358,000円以上 ～ 396,999円以下	62,600	64,900	67,100	69,500	71,700	74,100	76,300								
	㉒ 397,000円以上 ～	77,500	80,300	83,100	86,000	88,800	91,600	94,400								

保育利用時間について

徴収区分	保育利用時間
保育短時間認定	保育利用時間8時間まで
保育標準時間認定	8.5時間 保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
	9時間 保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
	9.5時間 保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
	10時間 保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
	10.5時間 保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
11時間 保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで	

※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月～翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、適用される表の変更はありません。

表B

階層 区分	徴収区分 世帯区分	0歳～2歳児(小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所)													
		基準額							子どもはぐみ応援額(ひとり親世帯等)						
		保育短時間 認定	保育標準時間認定						保育短時間 認定	保育標準時間認定					
8.5時間	9時間		9.5時間	10時間	10.5時間	11時間	8.5時間	9時間		9.5時間	10時間	10.5時間	11時間		
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	3,600	3,700	3,800	4,000	4,100	4,200	4,300	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	5,400	5,600	5,800	6,000	6,200	6,400	6,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	⑤ 35,000円以上 ～ 41,999円以下	6,000	6,200	6,400	6,700	6,900	7,100	7,300	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	⑥ 42,000円以上 ～ 48,599円以下	6,200	6,500	6,700	6,900	7,200	7,400	7,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	⑦ 48,600円以上 ～ 58,099円以下	11,600	12,000	12,500	12,900	13,400	13,800	14,200	5,000	5,000	5,000	5,100	5,200	5,300	5,300
	⑧ 58,100円以上 ～ 67,599円以下	14,100	14,600	15,100	15,700	16,200	16,700	17,200	5,800	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	6,200
	⑨ 67,600円以上 ～ 77,100円以下	17,400	18,000	18,700	19,400	20,000	20,700	21,300	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
	⑩ 77,101円以上 ～ 86,999円以下	19,000	19,700	20,500	21,200	21,900	22,600	23,300	/						
	⑪ 87,000円以上 ～ 96,999円以下	21,900	22,800	23,600	24,400	25,300	26,100	26,900							
	⑫ 97,000円以上 ～ 102,599円以下	22,900	23,800	24,700	25,500	26,400	27,300	28,100							
	⑬ 102,600円以上 ～ 110,899円以下	27,300	28,400	29,400	30,400	31,500	32,500	33,500							
	⑭ 110,900円以上 ～ 124,999円以下	29,600	30,600	31,600	32,700	33,800	34,900	36,000							
	⑮ 125,000円以上 ～ 138,599円以下	30,600	31,700	32,900	34,100	35,200	36,400	37,500							
	⑯ 138,600円以上 ～ 168,999円以下	33,300	34,500	35,800	37,100	38,300	39,600	40,800							
	⑰ 169,000円以上 ～ 174,599円以下	34,400	35,700	37,000	38,300	39,600	40,900	42,200							
	⑱ 174,600円以上 ～ 211,200円以下	36,200	37,600	38,900	40,300	41,700	43,100	44,400							
	⑲ 211,201円以上 ～ 300,999円以下	37,500	38,900	40,300	41,800	43,200	44,600	46,000							
	⑳ 301,000円以上 ～ 357,999円以下	40,300	41,900	43,400	44,900	46,500	48,000	49,500							
	㉑ 358,000円以上 ～ 396,999円以下	43,300	44,900	46,600	48,200	49,900	51,500	53,100							
	㉒ 397,000円以上 ～	53,900	56,000	58,000	60,000	62,100	64,000	66,100							

保育利用時間について

徴収区分		保育利用時間
保育短時間認定		保育利用時間8時間まで
保育標準時間認定	8.5時間	保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
	9時間	保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
	9.5時間	保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
	10時間	保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
	10.5時間	保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
	11時間	保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで

※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月～翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、適用される表の変更はありません。

表C

階層区分	徴収区分 世帯区分	0歳～2歳児(幼稚園型認定こども園)														
		基準額							子どもはぐくみ応援額(ひとり親世帯等)							
		保育短時間認定	保育標準時間認定						保育短時間認定	保育標準時間認定						
8.5時間	9時間		9.5時間	10時間	10.5時間	11時間	8.5時間	9時間		9.5時間	10時間	10.5時間	11時間			
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	3,500	3,700	3,800	3,900	4,100	4,200	4,200	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	5,700	5,900	6,100	6,400	6,600	6,700	6,900	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
	⑤ 35,000円以上 ～ 41,999円以下	6,300	6,600	6,800	7,000	7,200	7,500	7,700	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
	⑥ 42,000円以上 ～ 48,599円以下	6,700	6,900	7,200	7,400	7,700	7,800	8,100	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
	⑦ 48,600円以上 ～ 58,099円以下	11,800	12,300	12,700	13,100	13,600	14,000	14,400	5,300	5,300	5,400	5,400	5,500	5,600	5,600	5,600
	⑧ 58,100円以上 ～ 67,599円以下	15,200	15,700	16,200	16,900	17,400	18,000	18,500	6,200	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,600	6,600
	⑨ 67,600円以上 ～ 77,100円以下	18,700	19,500	20,000	20,800	21,400	22,200	22,800	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200	8,200
	⑩ 77,101円以上 ～ 86,999円以下	19,600	20,300	21,000	21,700	22,400	23,200	23,800	/							
	⑪ 87,000円以上 ～ 96,999円以下	20,500	21,200	22,000	22,700	23,500	24,200	24,900								
	⑫ 97,000円以上 ～ 102,599円以下	21,300	22,200	23,000	23,700	24,600	25,300	26,000								
	⑬ 102,600円以上 ～ 110,899円以下	26,900	27,800	28,800	29,800	30,800	31,800	32,700								
	⑭ 110,900円以上 ～ 124,999円以下	27,700	28,800	29,800	30,700	31,800	32,900	33,800								
	⑮ 125,000円以上 ～ 138,599円以下	28,500	29,500	30,600	31,600	32,700	33,700	34,700								
	⑯ 138,600円以上 ～ 168,999円以下	33,700	35,000	36,200	37,400	38,700	39,900	41,100								
	⑰ 169,000円以上 ～ 174,599円以下	39,000	40,300	41,700	43,200	44,600	46,000	47,300								
	⑱ 174,600円以上 ～ 211,200円以下	44,500	46,000	47,600	49,300	50,900	52,500	54,100								
	⑲ 211,201円以上 ～ 300,999円以下	46,100	47,600	49,300	51,000	52,700	54,400	56,000								
	⑳ 301,000円以上 ～ 357,999円以下	53,000	54,800	56,900	58,700	60,700	62,600	64,500								
㉑ 358,000円以上 ～ 396,999円以下	57,800	59,900	61,900	64,100	66,200	68,400	70,400									
㉒ 397,000円以上 ～	71,500	74,100	76,700	79,300	81,900	84,500	87,100									

保育利用時間について

徴収区分	保育利用時間
保育短時間認定	保育利用時間8時間まで
保育標準時間認定	8.5時間 保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
	9時間 保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
	9.5時間 保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
	10時間 保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
	10.5時間 保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
11時間 保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで	

※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月～翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、適用される表の変更はありません。

参考 幼児教育・保育の無償化

児童の年齢や利用している施設、世帯状況等によって、無償化の内容が異なるため御注意ください。

<年齢・認定ごとの幼児教育・保育の無償化の内容>

年齢区分（認定区分）	無償化の内容
満3歳～5歳児（教育認定）	所得に関係なく、満3歳に達する日以後、無償化の対象です。
3歳児～5歳児（保育認定）	所得に関係なく、満3歳に達する日以後、最初の4月から無償化の対象です。
0歳児～2歳児（保育認定）	・ 市民税非課税世帯は無償化の対象です。 ・ <u>世帯内第2子以降は所得に関係なく無償化の対象です。</u> <u>※詳細は12ページを御参照ください。</u>

※ 無償化対象児童が認可保育施設・事業所を利用した場合、保育料をお支払いいただく必要はありません。

※ ただし、給食費などの実費分については各保育施設・事業所等にお支払いが必要ですので、御注意ください。

※ また、1号認定児童が幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）で預かり保育の無償化を受けるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

幼児教育・保育の無償化について、利用施設別にまとめた冊子「《幼児教育・保育の無償化》利用施設別の御案内」については、京都市情報館に掲載しております。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000254985.html>



幼児教育・保育の無償化及び施設等利用給付認定の詳細については京都市情報館の専用ページを御覧ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000254845.html>



【保育園（所）等の利用にあたってのお願い】

保育園（所）等の利用は、就労や通勤等により、保育を必要とする理由に該当し、保育が必要となる時間に限られます。土曜日などでお仕事がお休みの日や、早めのお迎えが可能な日等は、御家庭での保育に御協力いただきます

～「もっと」子育てがしやすくなる！

若者・子育て世代から選ばれるまち京都を目指して～

第2子以降の利用者負担額（保育料）無償化を実施しています！

令和7年4月から、子育て世帯の経済的負担の軽減のため、認可保育施設に通う世帯内の第2子以降の利用者負担額（保育料）無償化を実施しています。

対象児童	1～2階層	3～9階層	10～16階層	17～22階層
第1子		基準額	基準額	基準額
第2子以降	無 償			

《無償化のポイント》

○ 無償化の対象は……

認可保育施設を利用している2人目以降の子どもが対象となります。

※ 認可保育施設：保育園（所）、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所

○ 兄弟姉妹が同時に保育施設を利用する必要なし！

保育施設の利用の有無にかかわらず、生計を一にする兄弟姉妹を年長順にカウントします。

○ 所得制限なし！

世帯の所得にかかわらず、2人目以降の利用者負担額（保育料）が無償化されます。

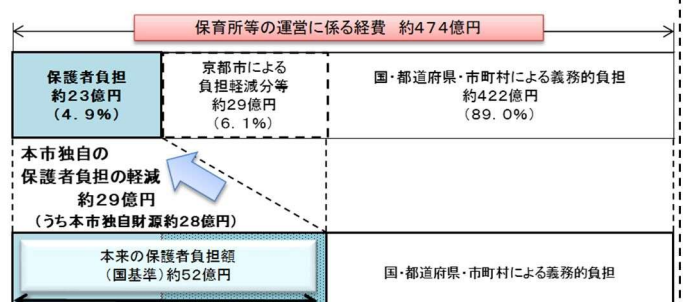
《京都市からのお知らせ》

「安心して子育てしていただくために」

～京都市では保育環境の向上と保護者負担の軽減に努めています～

国の基準では、保護者の皆様に約52億円の保育料を御負担いただくこととなりますが、本市では、子育て世帯の負担軽減を図るため、令和8年度は本市独自に約29億円の財源を投入し、保育料の総額について、国基準保育料総額に対する保護者負担割合を、全体として約45%に軽減しております。

令和8年度予算（保育認定分）



お問合せ先

お住まいの地域の区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室子育て推進担当まで

(京北地域は京北出張所保健福祉第一担当)

区役所・支所名	所在地	電話	FAX
北区役所	北区紫野西御所田町 56	075-432-1284	075-451-0611
上京区役所	上京区今出川通室町西入堀出シ町 285	075-441-5119	075-432-2025
左京区役所	左京区松ヶ崎堂ノ上町 7-2	075-702-1114	075-791-9616
中京区役所	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521	075-812-2543	075-822-7151
東山区役所	東山区清水五丁目 130-6	075-561-9350	075-531-2869
山科区役所	山科区榊辻池尻町 14-2	075-592-3247	075-501-6831
下京区役所	下京区西洞院通塩小路東塩小路町 608-8	075-371-7218	075-351-9028
南区役所	南区西九条南田町 1-2	075-681-3281	075-691-1397
右京区役所	右京区太秦下刑部町 12	075-861-1437	075-861-4678
右京区役所京北出張所	右京区京北周山町上寺田 1-1	075-852-1815	075-852-1814
西京区役所	西京区上桂森下町 25-1	075-381-7665	075-392-6052
洛西支所	西京区大原野東境谷町二丁目 1-2	075-332-9195	075-332-8186
伏見区役所	伏見区鷹匠町 39-2	075-611-2391	075-611-1166
深草支所	伏見区深草向畑町 93-1	075-642-3564	075-641-7326
醍醐支所	伏見区醍醐大構町 28	075-571-6392	075-571-2973

【発行元】

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

発行：令和8年4月

電話番号：075-222-3900



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

京都市印刷物 第080650号